

11月7日は

薩摩川内市長選挙と 薩摩川内市議会議員選挙の 投票日

◎選挙権のある人

(選挙人名簿に登録されてい
ない投票はできません。)

★年齢要件 昭和59年11月8日
までに生まれた方

★住所要件 平成16年7月30日
以前に、薩摩川内市となった市
町村に転入届けを出し、引き続
き薩摩川内市に住所を有してい
る方(合併日前に薩摩川内市と
なった市町村間で住所の異動を
した方は、その期間は通算され
ます。)

※10月23日以降に転居した場合、
転居前の住所地の投票所での投
票となります。また、市議会議
員選挙は、転居前の住所地の選
挙区の候補者に投票することに
なります。

◎投票所入場券

★投票日前に、選挙権のある方
に投票所入場券(はがき)を郵送
します。

★入場券1枚につき、その世帯
で4人までの入場券が付けられ

ています。投票所(期日前投票所)
には、ご自分の入場券をお持ち
になり投票してください。(入
場券が届かなかつたり、忘れ
りした場合でも選挙権がある本
人と確認できれば投票できます。)

◎期日前(不在者)投票

投票日当日に仕事やレジャー
などで投票所に行けない場合、
事前に期日前(不在者)投票をす
ることが出来ます。期日前投票
は、市議会議員選挙の選挙区内
の本庁・支所以外ではできませ
るので、注意してください。(例:
樋脇支所では、市議会議員選挙
のみ投票できます。)

★期間 11月1日(月)～11月6
日(土)の8時30分～20時

◎郵送による 不在者投票(在宅投票)

選挙管理委員会が交付する「郵
便投票証明書」の交付を受けて
いる方(旧市町村で交付を受け
ている方は、有効期限まではそ

のまま使えます。)、は、
郵便による不在者投
票をすることができ
ます。

郵便による不在者
投票をしようとする
ときは、郵便投票証
明書を提示の上、早
目に選挙管理委員会
へ投票用紙の請求を
してください。

請求の最終期日は
11月3日(水)です。

郵便投票証明書の
交付を受けていない
方で下記に該当する
方は、郵便による不
在者投票ができます
ので、事前に郵便投
票証明書の交付の申
請を選挙管理委員会
で行ってください。



自書できる方 身体障害者手帳または戦傷病者手帳の所持者のうち、次に該当する方
○障害の程度が次の障害の程度に該当すること県知事が証明した方
○介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5と記載されている方

	障害の内訳	障害の程度
身体障害者	両下肢もしくは体幹の障害または移動機能の障害	一級または二級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害	一級または三級
戦傷病者	両下肢または体幹の障害	特別項症から第二項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害	特別項症から第三項症まで

自書できない方 次に該当する方(郵便投票証明書の申請と代理記載人などの申請が必要です。)

	障害の内訳	障害の程度
身体障害者	上肢または視覚の障害	一級
戦傷病者	上肢または視覚の障害	特別項症から第二項症まで

◎字が書けない人の 投票について

身体の故障やその他の理由で
字が書けない人は、投票管理者
にその旨を申し出ると、投票事
務従事者が代わって記載します。

◎ポスター掲示板倒壊、 破損などお知らせを...

公営ポスター掲示場を市内全
域に設置してあります。掲示板
の倒壊、破損についてお気付き
の方は、ご連絡くださるようご
協力をお願いします。(なお、
掲示板を倒壊・破損すると法律
により罰せられます。)

◎開票の日時・場所

★11月7日(日)※即日開票
20時から市内9カ所

◎開票速報

市長選挙および市議会議員選
挙(川内選挙区)の開票結果を、
0180(999)222
でお知らせします。
(一部の携帯電話・PHSから
は使用できません。)

◎選挙についての お問い合わせは

選挙管理委員会
0996(23)5111
0996(23)5111
(内線1421)
または、各支所地域振興課